

別記第 2 号様式

随 意 契 約 結 果 一 覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
十勝教育局	十勝管内道立学校で使用する電力の需給契約 （従量電灯 B、 従量電灯 C 及び 低圧電力）	R6.4.22	北海道電力 株式会社 帯広市西 5 条南 7 丁目 2 番地 1	<p>1 従量電灯 B（60A）</p> <p>（ア）基本料金（1 月当たりの単価） 2,415円60銭</p> <p>（イ）電力量料金（1 kWh当たりの単価） 120kWh まで 35円35銭 280kWh まで 41円64銭 280kWh超える分 45円36銭</p> <p>2 従量電灯 C</p> <p>（ア）基本料金（1 kVA当たりの単価） 402円60銭</p> <p>（イ）電力量料金（1 kWh当たりの単価） 120kWh まで 35円35銭 280kWh まで 41円64銭 280kWh超える分 45円36銭</p> <p>3 低圧電力</p> <p>（ア）基本料金（1 kW当たりの単価） 1,377円86銭</p> <p>（イ）電力量料金（1 kWh当たりの単価） 28円71銭</p>	再度の入札に付し落札者がいないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）	

注 1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。

4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成 6 年条例第 2 号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。